★第９号★

一宮市・尾西市・木曽川町　■ 2005.1.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局
住所：〒491-8501 一宮市本町２－５－６（一宮市役所西分庁舎２階）
TEL・FAX（共通）　0586－73－1031
URL http://www.ibk-gappei.jp/

contents 目次

１ページ：住所表示変更に伴う諸手続について
２～６ページ：市役所・役場関係
７～８ページ：県関係
９～10ページ：国関係
11ページ：その他関係
12ページ：INFORMATION

住所表示変更に伴う諸手続について

平成17年４月１日、新「一宮市」が誕生し、現在の住所表示が下記のとおり変更されます。
これに伴う各種手続の取扱いについて、主なものをご紹介します。

【ご注意いただく点】
※変更手続が必要なものは、合併日の４月１日以降に行っていただくことになりますが、表中の問合せ先は現時点のものです。
※変更手続の際、「住所変更証明書（仮称）」が必要となる場合がありますが、これにつきましては、４月１日以降新市において発行します。（手数料は無料です。）
※手続等の詳細についてはそれぞれの問合せ先にご確認をお願いします。

◎新市の住所表示

一宮市における変更点
①「大字」は削除します。
②地番表示で「の」は削除します。
「○○番地の△△」→「○○番地△△」

合併前	合併後
一宮市大字一宮	一宮市一宮
一宮市大字大毛	一宮市大毛
一宮市大字光明寺	一宮市光明寺
一宮市大字笹野	一宮市笹野
一宮市大字佐千原	一宮市佐千原
一宮市大字更屋敷	一宮市更屋敷
一宮市大字島村	一宮市島村
一宮市大字杉山	一宮市杉山
一宮市大字高田	一宮市高田
一宮市大字田所	一宮市田所
一宮市大字富塚	一宮市富塚
一宮市大字浅野	一宮市浅野
一宮市大字大赤見	一宮市大赤見
一宮市大字北小渕	一宮市北小渕
一宮市大字小赤見	一宮市小赤見
一宮市大字春明	一宮市春明
一宮市大字定水寺	一宮市定水寺
一宮市大字瀬部	一宮市瀬部
一宮市大字時之島	一宮市時之島
一宮市大字西大海道	一宮市西大海道
一宮市大字丹羽	一宮市丹羽
一宮市大字馬見塚	一宮市馬見塚
一宮市大字南小渕	一宮市南小渕
一宮市大字柚木颪	一宮市柚木颪

尾西市における変更点
①「尾西市」は「一宮市」になります。

合併前	合併後
尾西市起	一宮市起
尾西市小信中島	一宮市小信中島
尾西市三条	一宮市三条
尾西市篭屋	一宮市篭屋
尾西市北今	一宮市北今
尾西市東五城	一宮市東五城
尾西市西五城	一宮市西五城
尾西市冨田	一宮市冨田
尾西市明地	一宮市明地
尾西市玉野	一宮市玉野
尾西市上祖父江	一宮市上祖父江
尾西市西中野	一宮市西中野
尾西市東加賀野井	一宮市東加賀野井
尾西市祐久	一宮市祐久
尾西市西萩原	一宮市西萩原
尾西市蓮池	一宮市蓮池
尾西市開明	一宮市開明

木曽川町における変更点
①「葉栗郡木曽川町」は「一宮市木曽川町」になります。
②「大字」は削除します。

合併前	合併後
葉栗郡木曽川町大字門間	一宮市木曽川町門間
葉栗郡木曽川町大字黒田	一宮市木曽川町黒田
葉栗郡木曽川町大字内割田	一宮市木曽川町内割田
葉栗郡木曽川町大字外割田	一宮市木曽川町外割田
葉栗郡木曽川町大字三ツ法寺	一宮市木曽川町三ツ法寺
葉栗郡木曽川町大字玉ノ井	一宮市木曽川町玉ノ井
葉栗郡木曽川町大字里小牧	一宮市木曽川町里小牧

◎市役所・役場関係　連絡先(代表)一宮市役所：☎73-9111　尾西市役所：☎62-8111　木曽川町役場：☎87-1111

件　名	対象者等	要・不要	手続方法等	問合せ先
住民票		不要	手続の必要はありません。	一宮市市民課記録係 内線2304・2305・2310 尾西市市民課戸籍住民係 内線2112～2114 木曽川町住民課戸籍住民係 内線331～336
戸籍謄(抄)本等	一宮市・尾西市・木曽川町に本籍のある方	不要		
印鑑登録証	登録証所有者	不要	手続の必要はありません。 現在お持ちの印鑑登録証（手帳）及び印鑑登録カードは、合併後一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎及び出張所へご来庁の際に新しい印鑑登録カードと交換します。 交換の際には、本人確認ができる書類等と受領印を持参してください。	一宮市市民課窓口係 内線2302・2303 尾西市市民課戸籍住民係 内線2112～2114 木曽川町住民課戸籍住民係 内線331～336
外国人登録証明書	登録証明書所有者	不要	手続の必要はありません。 合併後、一宮庁舎へご来庁の際に変更記載をします。	一宮市市民課庶務係 内線2306～2308 尾西市市民課戸籍住民係 内線2112～2114 木曽川町住民課戸籍住民係 内線331～336
住民基本台帳カード	カード所有者	不要	手続の必要はありません。 合併後、一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎及び出張所へご来庁の際に変更記載をします。 尾西市・木曽川町で発行した住民基本台帳カードをお持ちの方で新市名に変更を希望される方は新しいカードと交換します。	一宮市市民課記録係 内線2304・2305・2310 尾西市市民課戸籍住民係 内線2112～2114 木曽川町住民課戸籍住民係 内線331～336
年金手帳の住所変更	年金手帳所有者	不要	手続の必要はありません。	一宮市保険年金課年金係 内線2351～2353 尾西市市民課年金係 内線2126 木曽川町住民課国民年金係 内線338・340
国民健康保険被保険者証（国民健康保険証）	被保険者証所有者	不要	①一宮市が交付した国民健康保険証をお持ちの方：平成18年８月31日まで現在のものが使用できます。 ②尾西市、木曽川町が交付した国民健康保険証をお持ちの方：平成17年７月31日まで現在のものが使用できます。平成17年８月１日から使っていただく新しいものを７月に送付します。	一宮市保険年金課給付係 内線2343～2345 尾西市市民課 国民健康保険係 内線2121・2122 木曽川町住民課 国民健康保険係 内線337・339・341・342
国民健康保険退職被保険者証				
国民健康保険標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要	手続の必要はありません。 平成17年７月31日まで現在のものが使用できます。	
国民健康保険特定疾病療養受療証	受療証所有者	不要	①一宮市が交付した受療証をお持ちの方：このまま現在のものが使用できます。 ②尾西市、木曽川町が交付した受療証をお持ちの方：平成17年７月31日まで現在のものが使用できます。平成17年８月１日から使っていただく新しいものを７月に送付します。	
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要	手続の必要はありません。 平成17年７月31日まで現在のものが使用できます。	
国民健康保険高齢受給者証	受給者証所有者	不要	平成17年７月31日まで現在のものが使用できます。平成17年８月１日から使っていただく新しいものを７月に送付します。	

件　名	対象者等	要・不要	手続方法等	問合せ先
老人保健法医療受給者証	受給者証所有者	不要	①一宮市が交付した受給者証をお持ちの方：このまま現在のものが使用できます。 ②尾西市、木曽川町が交付した受給者証をお持ちの方：平成17年７月31日まで現在のものが使用できます。平成17年８月１日から使っていただく新しいものを７月に送付します。	一宮市保険年金課 福祉医療係 内線2348・2349・2355 尾西市市民課福祉医療係 内線2124・2125 木曽川町福祉環境課 社会福祉係 内線384・387・388
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要	平成17年７月31日まで現在のものが使用できます。平成17年８月１日から使っていただく新しいものを７月に送付します。	
老人保健特定疾病療養受療証	受療証所有者	不要	①一宮市が交付した受療証をお持ちの方：このまま現在のものが使用できます。 ②尾西市、木曽川町が交付した受療証をお持ちの方：平成17年７月31日まで現在のものが使用できます。平成17年８月１日から使っていただく新しいものを７月に送付します。	
乳幼児医療費受給者証	受給者証所有者	不要	①一宮市が交付した受給者証をお持ちの方：このまま現在のものが使用できます。 ②尾西市、木曽川町が交付した受給者証をお持ちの方：平成17年４月30日まで現在のものが使用できます。平成17年５月１日から使っていただく新しいものを４月に送付します。	
障害者医療費受給者証		不要	①一宮市が交付した受給者証をお持ちの方：現在使用されているものは、平成18年１月31日まで有効期間がありますが、平成17年８月１日から使っていただく新しいものを７月に送付します。 ②尾西市が交付した受給者証をお持ちの方：現在使用されているものは、平成19年７月31日まで有効期間がありますが、平成17年８月１日から使っていただく新しいものを７月に送付します。 ③木曽川町が交付した受給者証をお持ちの方：平成17年７月31日まで現在のものが使用できます。平成17年８月１日から使っていただく新しいものを７月に送付します。	
精神障害者医療費受給者証		不要	平成17年４月30日まで現在のものが使用できます。平成17年５月１日から使っていただく新しいものを４月に送付します。	
母子家庭等医療費受給者証		不要	平成17年７月31日まで現在のものが使用できます。平成17年８月１日から使っていただく新しいものを７月に送付します。	
福祉給付金受給資格証明書兼支払証明書	証明書所有者	不要		
法人市民税に係る法人等の異動（変更）届出書	課税対象法人	不要	手続の必要はありません。	一宮市市民税課 市民税第２係 内線2210・2211 尾西市税務課市民税係 内線1164・1165 木曽川町税務課町民税係 内線281・282・284・286
市県民税に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	特別徴収義務者	不要		
税等の口座振替・引落登録	登録者	不要		一宮市収税課納組係 内線2242～2244 尾西市収納課収納係 内線1152～1154 木曽川町税務課収納係 内線290～292

件　名	対象者等	要・不要	手続方法等	問合せ先
標識交付証明書の住所変更、ナンバープレートの交換	原動機付自転車（125 cc 以下）、小型特殊自動車（農耕作業用等）の所有者	不要	手続の必要はありません。 交付済のナンバープレートは、合併後も使用できます。 希望者には一宮市のナンバープレートに変更します。（自賠責保険加入シールは保険会社に再発行申請）	一宮市市民税課税制係 内線2202・2203 尾西市税務課窓口庶務係 内線1166 木曽川町税務課住民税係 内線281・282・288
身体障害者手帳	手帳所持者	不要	現在のものでも使用できますが、希望される方は住所変更の手続をしてください。	一宮市福祉課障害福祉係 内線2406・2407 尾西市福祉課福祉係 内線2146・2147 木曽川町福祉環境課 社会福祉係 内線384・386
療育手帳				
精神障害者福祉手帳				
戦傷病者手帳				
愛知県心身障害者扶養共済制度	制度加入者及び年金受給者	不要	手続の必要はありません。	
精神障害者通院医療費公費負担患者票	患者票所持者	不要	現在のものでも使用できますので、手続の必要はありません。 合併後、更新時に新しいものにします。	
身体障害者居宅受給者証	受給者証所持者	不要		
身体障害者施設受給者証		不要		
知的障害者居宅受給者証		不要		
知的障害者施設受給者証		不要		
児童居宅受給者証		不要		
心身障害高校生奨学金・心身障害者技能習得奨励金	受給者	不要	手続の必要はありません。	
在宅重度障害者手当		不要		
障害者住宅整備資金貸付金	貸付金対象者	不要		
児童扶養手当受給者証	受給者証所持者及び新規申請者	不要	現在のものでも使用できますので、手続の必要はありません。 合併後、更新時に新しいものにします。	一宮市子育て支援課 子ども支援係 内線2433・2434 尾西市児童課児童保育係 内線2132～2134 木曽川町福祉環境課 社会福祉係 内線384・389
特別児童扶養手当受給者証		不要		
保育園への住所変更手続	在園者及び新規入園者	不要	手続の必要はありません。	一宮市子育て支援課庶務係 内線2432 尾西市児童課児童保育係 内線2131 木曽川町福祉環境課 児童福祉係 内線384・385
介護保険被保険者証	保険者証所有者	不要	手続の必要はありません。 合併時に新しいものを速やかに送付します。（尾西市・木曽川町のみ）	一宮市高年福祉課管理係 内線2413・2414・2419 尾西市福祉課介護保険係 内線2143～2145 木曽川町保健センター （保健長寿課介護保険係） ☎86-1611

件　名	対象者等	要・不要	手続方法等	問合せ先
介護保険標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要	手続の必要はありません。 合併時に新しいものを速やかに送付します。（尾西市・木曽川町のみ）	一宮市高年福祉課庶務係 内線2412・2418 尾西市福祉課介護保険係 内線2143～2145 木曽川町保健センター （保健長寿課介護保険係） ☎86-1611
訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置）		不要	法施行時の訪問介護利用者軽減については、平成17年３月31日をもって制度終了。 障害者ホームヘルプサービス利用者軽減については未定。継続する場合は、住所変更の手続は必要ありません。 認定者については、合併時に新しいものを速やかに送付します。	
社会福祉法人等利用者負担減免確認証（社会福祉法人等による利用者負担の減免措置）	確認証所有者	不要	手続の必要はありません。 認定者については、合併時に新しいものを速やかに送付します。（尾西市・木曽川町のみ）	
犬の飼い主の住所変更	犬の飼い主	不要	手続の必要はありません。	一宮市保健センター （健康づくり課庶務係） ☎72-1121 尾西市環境ごみ対策課 環境管理係 内線1113・1114 木曽川町福祉環境課 公害衛生係 内線381・391
母子健康手帳	手帳所持者	不要	手続の必要はありません。 ご自分で訂正してください。	一宮市保健センター （健康づくり課保健指導係） ☎72-1121 尾西市保健センター健康係 内線2302～2305 木曽川町保健センター （保健長寿課保健係） ☎86-1611
健康手帳		不要		
農業者年金（被保険者・受給者）	被保険者・受給者	不要	手続の必要はありません。 なお、お手持ちの農業者年金証書は、手続を行わなくても有効です。	一宮市農業委員会事務局 内線2692・2693 尾西市商工農政課農業係 内線1144～1146 木曽川町経済課農政係 内線411・417
市・町立小・中学校への住所変更手続	在学者	不要	手続の必要はありません。	一宮市教育委員会 総務課庶務係 内線2702・2703・2706 尾西市教育委員会 学校教育課庶務係 内線2203 木曽川町教育委員会教育課 ☎86-6602
市・町立小・中学校の児童及び生徒の就学援助	受給者	不要		一宮市教育委員会 学校教育課庶務係 内線2712・2713 尾西市教育委員会 学校教育課庶務係 内線2203 木曽川町教育委員会教育課 ☎86-6602
図書館利用者カード	カード所持者	不要		一宮市立豊島図書館 ☎72-2343 尾西市立図書館 ☎62-8191 木曽川町立玉堂記念図書館 ☎84-2346
危険物取扱者免状、消防設備士免状	免状所有者	不要		一宮市消防本部 ☎72-1191 尾西市消防本部 ☎62-3132 木曽川町消防本部 ☎87-0119

件　　名	対象者等	要・不要	手　続　方　法　等	問　合　せ　先
口座振替支払請求書	債権者	不要	手続の必要はありません。	一宮市会計課出納係 内線2263 尾西市会計課出納係 内線1102 木曽川町収入役室 内線262～264
市・町営住宅家賃・使用料納付書	納付書所有者	不要		一宮市建築住宅課住宅係 内線2612・2855・2856 尾西市建築課市営住宅係 内線1364 木曽川町福祉環境課 社会福祉係 内線384
市・町営住宅	入居者	不要		
水道料金・下水道使用料の口座振替依頼書	依頼者	不要		一宮市水道部業務課業務係 内線2814・2815 尾西市水道課庶務料金係 ☎61-1281 木曽川町水道課業務係 ☎87-3272
水道料金等請求書送付先の変更連絡	送付先者	不要		
給水装置所有者異動届	所有者	不要		一宮市水道部業務課業務係 内線2814・2815 一宮市水道部工務課管理係 ☎73-3165 尾西市水道課庶務料金係 ☎61-1281 木曽川町水道課業務係 ☎87-3272
下水道事業受益者負担金	受益者	不要		一宮市水道部業務課業務係 内線2814・2815 尾西市下水道課排水設備係 ☎61-3341 木曽川町下水道課業務係 内線351・352・357
認可地縁団体の所在地及び区域並びに代表者の住所変更	地方自治法第260条の２第１項に基づき認可された地縁団体	不要		一宮市地域ふれあい課 内線2142 尾西市総務課庶務係 内線2228 木曽川町総務課行政係 内線234
郵便等投票証明書	証明書所有者	不要		一宮市選挙管理委員会事務局 内線2672・2673 尾西市選挙管理委員会事務局 内線2226 木曽川町選挙管理委員会事務局 内線233

◎県 関 係

件　　名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
自動車運転免許証	免許証所持者	不要	免許証の本籍・住所の記載事項の変更届出は、更新時に変更してください。 なお、希望される方は、更新前に手続をすることができます。	一宮警察署交通課 ☎24-0110 尾西幹部交番 ☎62-3700 運転免許試験場（平針） ☎052-801-3211
銃砲刀剣類所持許可証の本籍、住所の変更	許可証所有者	不要	手続の必要はありませんが、更新等でご来署の際に変更していただくことをお勧めします。 なお、希望される方は、更新前に手続をすることができます。	一宮警察署 生活安全課保安係 ☎24-0110
自動車保管場所証明証	許可証等所有者	不要	手続の必要はありません。	一宮警察署交通課 ☎24-0110
駐車許可証		不要	手続の必要はありません。 更新の際に変更できます。	
通行禁止道路通行許可証		不要		
道路使用許可証		不要	許可期間が短期のため、手続の必要はありません。	
制限外積載許可証		不要		
設備外積載許可証		不要		
荷台乗車許可証		不要		
制限外けん引許可証		不要		
緊急通行車両事前届出証		不要	手続の必要はありません。 発行の際に変更できます。	
旅券（パスポート）に係る申請、住所変更	旅券取得希望者及び所有者	不要	手続の必要はありません。 ご自分で裏表紙の所持人記入欄の現住所を訂正してください。ただし、ほかの欄を訂正すると無効になりますのでご注意ください。	愛知県旅券センター ☎052-563-0236
狩猟免許等の登録申請	申請者	不要	手続の必要はありません。	愛知県尾張事務所 環境保全課 ☎052-961-7211
興行場の営業許可申請書記載事項変更等の届出及び地位を継承した届出	許可証所有者	不要		愛知県一宮保健所 環境衛生課 ☎72-0321
旅館業の許可申請事項の変更及び承継承認申請		不要		
公衆浴場の営業許可申請書記載事項の変更等の届出及び営業許可の承継届出		不要		
美容所の届出事項の変更届出及び地位の承継届出	届出者	不要		
理容所の届出事項の変更届及び承継届出		不要		

件　　名	対象者等	要・不要	手　続　方　法　等	問　合　せ　先
クリーニング業の届出事項の変更届出及び地位の承継届出	届出者	不要	手続の必要はありません。	愛知県一宮保健所 環境衛生課 ☎72-0321
食品営業の許可申請（承継届出）事項の変更届及び申請（届出）事項の変更届出、許可営業者の地位の承継届出	許可証所有者	不要		愛知県一宮保健所 食品衛生課 ☎72-0321
特定疾患治療研究事業医療受給者証の書換え	受給者証所持者	不要	手続の必要はありません。 更新の際に変更できます。	愛知県一宮保健所 総務企画課 ☎72-0321
スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業受給者証の書換え		不要		
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者証の書換え		不要		
被爆者健康手帳所持者の手帳等記載事項の変更	手帳所持者	要	手帳の住所は現在のままでも差し支えありませんが、医療機関において、各種健康保険証と住所表記が異なると問題になる可能性がありますので、保健所へ来所の折りに変更手続を行ってください。	愛知県健康福祉部 健康対策課 ☎052-961-2111 愛知県一宮保健所 総務企画課 ☎72-0321
母子寡婦福祉資金貸付金事務	貸付金対象者	不要	手続の必要はありません。	愛知県健康福祉部 児童家庭課 ☎052-961-2111
愛知県高等学校等奨学金の異動届	受給者	不要		愛知県教育委員会 高等学校教育課 ☎052-961-2111
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の異動届		不要		

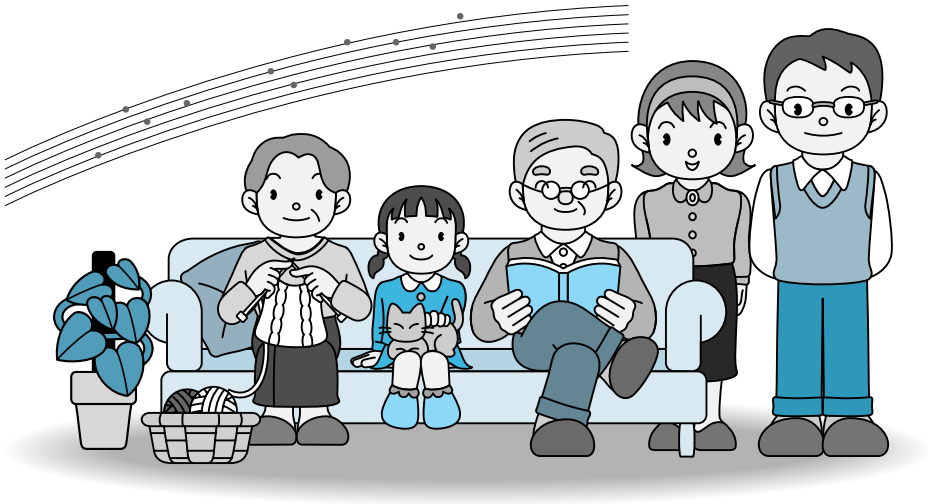

◎国 関 係

件　　名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
普通自動車、大型バイク（251cc以上）の住所変更	自動車、大型バイク所有者、使用者	**不要**	あえて住所変更の手続は必要ありません。 なお、新市名に変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付して申請することができます。 本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金（35円）が負担となります。 申請書には押印が必要です。 ※転売・抹消登録等の場合は、右記機関へ問い合わせ願います。	**中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ✆0568-73-4131**
小型バイク（126cc～250cc）の住所変更	小型バイク所有者、使用者	**不要**	希望される方は予め右記機関へ問い合せ願います。	**軽自動車協会小牧分室 ✆0568-43-1406**
軽自動車の住所変更	軽自動車所有者、使用者	**不要**	手続の必要はありません。 なお、新市名に変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付して申請することができます。 本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金（40円）が負担となります。 ※転売・抹消届出等の場合は、右記機関へ問い合わせ願います。	**軽自動車検査協会 愛知主管事務所小牧支所 ✆0568-75-3464**
不動産（土地登記簿・建物登記簿）の所在変更		**不要**	所在変更の手続は必要ありません。 法務局で順次修正します。	**名古屋法務局一宮支局 ✆71-0600 ※一宮支局管轄外の不動産については、その不動産所在地を管轄する法務局。ただし、会社・法人については、本店・支店の所在地を管轄する法務局**
土地登記簿・建物登記簿等の所有者の住所変更	一宮市・尾西市・木曽川町に住所のある方で、土地・建物を所有している方	**不要**	住所変更の手続は必要ありません。 合併前の市町名を合併後の市町名に読み替える「みなし規定」により登記簿上の変更は行いません。 なお、新市名に変更を希望される方や都合により住所変更の登記が必要な方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付して変更登記をすることができます。 この場合、登録免許税は免除されます。	
抵当権者等の住所等の変更	土地・建物の登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧市町名で登記されている方	**不要**	住所変更の手続は必要ありません。 合併前の市町名を合併後の市町名に読み替える「みなし規定」により登記簿上の変更は行いません。 なお、新市名に変更を希望される方や都合により住所変更の登記が必要な方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付して変更登記をすることができます。	
会社等（商業登記簿・法人登記簿等）の本店（主たる事務所）所在地及び役員等の住所	一宮市・尾西市・木曽川町に本店のある会社等及びその代表者（代表取締役、代表理事等）	**不要**	本店並びに代表者の住所の変更手続は必要ありません。 法務局で順次修正します。	

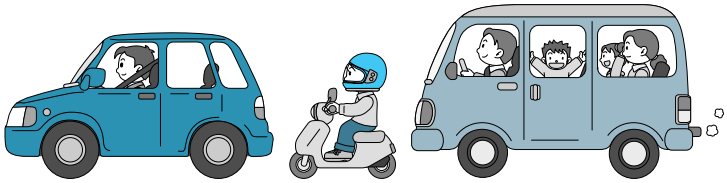

件　　名	対象者等	要・不要	手　続　方　法　等	問　合　せ　先
国民年金・厚生年金の住所変更	国民年金、厚生年金の被保険者及び受給者	**不要**	手続の必要はありません。 社会保険庁で４月中に一括変更されます。	**一宮社会保険事務所** **☎45-1411**
遺族基礎年金証書	各証書の所有者	**不要**	手続の必要はありません。	
障害基礎年金証書		**不要**		
通算老齢年金証書		**不要**		
寡婦年金証書		**不要**		
老齢年金証書		**不要**		
障害年金証書		**不要**		
母子年金証書		**不要**		
五年年金証書		**不要**		
老齢福祉年金証書		**不要**		
政府管掌健康保険の被保険者	尾西市・木曽川町に所在地を有する事業所にお勤めの方	**要**	尾西市・木曽川町に所在地を有する適用事業所の被保険者に係る健康保険被保険者証は、記号が変更となるため更新が必要になります。 手続については、一宮社会保険事務所から、事業主を経由して行われます。 ただし、一宮市の事業所については、保険証の更新はありません。	
	一宮市・尾西市・木曽川町以外に所在地を有する事業所にお勤めの方	**不要**	手続の必要はありません。 保険証の住所は、個人で訂正してください。	
国民年金基金の住所変更	基金の加入者及び受給者	**不要**	手続の必要はありません。	**愛知県国民年金基金** **☎052-232-6247** **0120-436373**
恩給受給者住所	受給者	**不要**		**総務省人事・恩給局** **☎03-5273-1400**

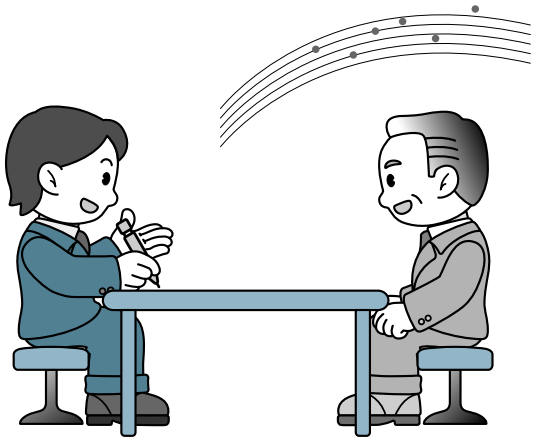

◎その他関係

件　　名	対象者等	要・不要	手　続　方　法　等	問　合　せ　先
郵便番号		不要	郵便番号に変更はありません。	郵便局
郵便貯金通帳	貯金者	不要	手続の必要はありません。	
簡易保険	契約者	不要		
キャッシュカード（郵便局）	所有者	不要		
電話番号		不要	電話番号に変更はありません。	ＮＴＴ西日本 局番なし116 ※ＮＴＴ以外の電話については、契約電話会社にお問い合わせください。
電話番号に関する住所、電話帳加入者の住所	電話契約者	不要	手続きの必要はありません。	
加入電話に関する契約		不要	手続の必要はありません。 ただし、住所変更に伴い会社名を変更した場合は契約者名義の変更をしますので届出願います。	
共済年金の住所変更	年金の加入者及び受給者		手続については、各共済組合に確認してください。	各共済組合
組合健康保険の被保険者	保険の被保険者（任意継続被保険者を含む）		手続については、各健康保険組合に確認してください。	各健康保険組合
各種有価証券、保険証書等	株券・社債等の有価証券所有者及び生命・損害保険等加入者		各規約等に定める期限・方法によりますので、各契約先に確認してください。	各契約先
預金通帳、定期預金証書等	預金者等		手続については、各金融機関に確認してください。	各金融機関
キャッシュカード（預金の払い戻し等に利用）				
クレジットカード（買物代金等の決済に利用し、後日契約会社から請求のあるもの）	カード所有者		各社とも対応が異なりますので、詳細については各窓口へ確認してください。	各金融機関 各クレジット会社

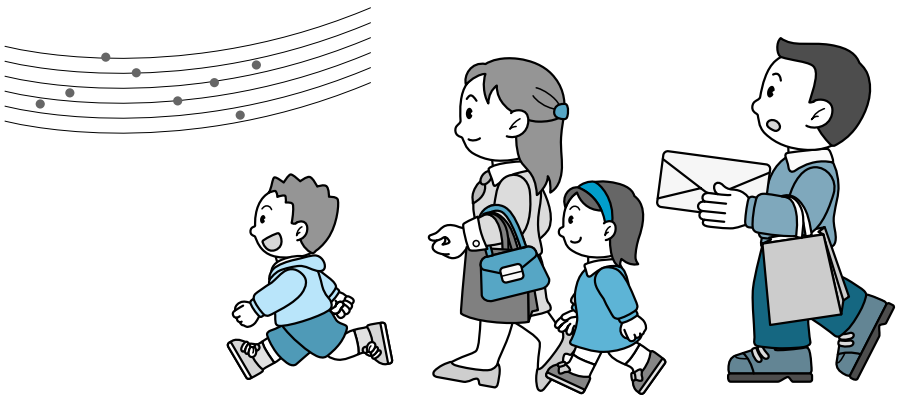

＊お知らせ＊

INFORMATION

お詫びと訂正

平成16年11月1日発行の合併協議会だよりは第7号ではなく、第8号の誤りでした。

ここにお詫びして訂正させていただきます。

リアルタイムな情報を！

当協議会は、地域の皆様に積極的に情報を提供するため、原則として協議会を公開しています。どなたでも傍聴ができますので、是非会場までお越しください。なお、会場の都合上、傍聴人数は先着順で30名とさせていただきますので、予めご了承ください。

ご意見・ご質問をお待ちしています。

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問のある方は、お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

新市建設計画・資料は閲覧できます。

新市建設計画および協議会等で用いた資料・会議録は、協議会事務局または各市町の資料コーナー等で閲覧ができますので、ご利用ください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491－8501　一宮市本町2丁目5番6号(一宮市役所西分庁舎２階)
TEL・FAX(共通)　0586－73－1031
ホームページアドレス　http://www.ibk-gappei.jp/
Eメールアドレス　info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は
一宮市企画部企画政策課　TEL 73－9111　内線2112
尾西市企画部企画政策課　TEL 63－4815（直通）
木曽川町総務部企画課　TEL 87－1111　内線220